

映像送信型性風俗特殊営業開始届出必要書類等 (法人・個人共通, **映像送信型**)

必 要 書 類	個人	法人	備 考
○ 映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書	○	○	別記様式第31号, 記載例参照
○ 営業の方法を記載した書類	○	○	別記様式第32号, 記載例参照
○ 事務所の使用について権原を有する書類	○	○	別紙参照
※ URLの疎明書類の写し	○	○	プロバイダ発行の契約書の写しなど
○ 営業者の住民票の写し	○		本籍(国籍)記載のもの(コピー不可)
○ 定款		○	
○ 登記事項証明書		○	いわゆる商業登記簿
○ 役員全員の住民票の写し		役員分	本籍(国籍)記載のもの(コピー不可) 監査役のものも必要
○ 手数料(3,400円)	○	○	

- ※1 営業開始届出書は, **営業を開始する10日前までに提出**してください。
- ※2 公的機関の証明書等は, **3月以内**に発行を受けたものを提出してください。
- ※3 届出書に不備等が無い場合は, 届出確認書を交付(通常10日以内)します。

届出後遵守すべき事項

- ① 事務所に届出確認書を備付け, 請求があった場合は提示する。
- ② 届出内容に変更が生じた場合は, 10日以内にその旨を届出する。
など

○ 事務所の使用について権原を有する書類

① 届出者に事務所の所有権がある場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書(注)

③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書(注)

+

賃貸人から申請者への
賃貸契約書の写し
+
使用承諾書(注)

住居として賃貸契約をしている場合は、映像送信型性風俗特殊営業の事務所として使用することについての承諾書が必要です。

別記様式第31号 (第58条関係)

	※受理 年月日		※交付 年月日	
	※受理 番号		※交付 番号	
映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項の規定により届出をします。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 広島県公安委員会 殿 <div style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</div>				
氏名又は名称 (ふりがな)	-----			
住所	〒 () () 局 番			
本籍・国籍				
生年月日	年 月 日生			
その法人にあつては、 代表者	氏名 (ふりがな)	-----		
	住所	〒 () () 局 番		
	本籍・国籍			
	生年月日	年 月 日生		
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称 (ふりがな)	-----			
事務所の所在地	〒 () () 局 番			
映像伝達用設備を識別するための電話番号				
の送信装置	氏名又は名称			
	住所	〒 () () 局 番		
営業を開始しようとする年月日	年 月 日			

手数料名 営業開始届(無店舗型性風俗)(受付所営業以外)			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額
50200	700	6481	3,400 円
			申請書 提出先 申請窓口 へ提出
2 050035 031300			

別記様式第32号 (第60条関係)

<p>営 業 の 方 法 (映像送信型性風俗特殊営業)</p>	
氏 名 又 は 名 称	
広告又は宣伝をする場合に 使 用 す る 呼 称	
事 務 所 の 所 在 地	
広 告 又 は 宣 伝 の 態 様	①する ②しない
	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット (URL:) ④ 割引券、ピラ等の頒布 (場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない
広告又は宣伝を するとき に 18歳未満の者 の利用禁止を明 らかにする方法	
18歳未満の者を 客としないために 講ずる措置の内容	

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容」欄には、客の依頼を受ける方法(18歳未満の者が通常利用できない方法によっているかどうかを含む。)、利用者が18歳以上であることを担保するための措置等を具体的に記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。